

浄水水質検査結果書

No. hX2508801-001

No. 1/2

奄美市水道事業 奄美市長 安田 壮平 様

2025年 5月 22日

国土交通大臣及び環境大臣登録機関 登録番号第191号
建築物飲料水水質検査基準適用 鹿児島県3水第6号

株式会社 東洋環境分析センター

宮崎県宮崎市田代町100番地
Tel 0985-24-1122 Fax 0985-24-1166

水質検査部門管理者 蛸原 直輔

受付日	2025年 5月 7日	受付方法	受取
採取日	2025年 5月 7日	時刻	9時 40分
天候	当日曇 前日晴	温度	気温 22.0℃ 水温 22.4℃
検査期間	2025年 5月 7日 ~ 2025年 5月 16日		
採水者	永田	区分責任者	理化学：川野 亜矢子 生物学：片平 千登世
試料名	浄水 2220112201	施設名	東城配水池
採水場所	和瀬公園	水源種別	表流水

御依頼されました試料の検査結果を下記により報告致します。

検査項目	単位	検査結果	定量下限値	水質基準	検査方法
一般細菌	個/ｍℓ	0	—	100 以下	厚生労働省告示第261号 別表第1
大腸菌	/100mℓ	不検出	—	検出されないこと	厚生労働省告示第261号 別表第2
カドミウム及びその化合物	mg/ℓ	0.0003 未満	0.0003	0.003 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
水銀及びその化合物	mg/ℓ	0.00005 未満	0.00005	0.0005 以下	厚生労働省告示第261号 別表第7
セレン及びその化合物	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
ヒ素及びその化合物	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
六価クロム化合物	mg/ℓ	0.002 未満	0.002	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
亜硝酸態窒素	mg/ℓ	0.004 未満	0.004	0.04 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第12
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/ℓ	0.1	0.1	10 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
フッ素及びその化合物	mg/ℓ	0.08 未満	0.08	0.8 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
ホウ素及びその化合物	mg/ℓ	0.01	0.01	1.0 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
四塩化炭素	mg/ℓ	0.0002 未満	0.0002	0.002 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
1,4-ジオキサン	mg/ℓ	0.005 未満	0.005	0.05 以下	厚生労働省告示第261号 別表第16
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.004 未満	0.004	0.04 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ジクロロメタン	mg/ℓ	0.002 未満	0.002	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ベンゼン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
塩素酸	mg/ℓ	0.09	0.06	0.6 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
クロロ酢酸	mg/ℓ	0.002 未満	0.002	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表第17
クロロホルム	mg/ℓ	0.008	0.001	0.06 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ジクロロ酢酸	mg/ℓ	0.006	0.003	0.03 以下	厚生労働省告示第261号 別表第17
判定	定	判定・備考内容は最終頁に記載			
備考	考				

浄水水質検査結果書

No. hX2508801-001

No. 2/2

奄美市水道事業 奄美市長 安田 壮平 様

2025年 5月 22日

検 査 項 目	単 位	検 査 結 果	定量下限値	水質基準	検 査 方 法
ジブロモクロロメタン	mg/ℓ	0.011	0.001	0.1 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
臭素酸	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第18
総トリハロメタン	mg/ℓ	0.032	0.001	0.1 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
トリクロロ酢酸	mg/ℓ	0.008	0.003	0.03 以下	厚生労働省告示第261号 別表第17
ブロモジクロロメタン	mg/ℓ	0.013	0.001	0.03 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ブロモホルム	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.09 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ホルムアルデヒド	mg/ℓ	0.008 未満	0.008	0.08 以下	厚生労働省告示第261号 別表第19の2
亜鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.01 未満	0.01	1.0 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
アルミニウム及びその化合物	mg/ℓ	0.02 未満	0.02	0.2 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
鉄及びその化合物	mg/ℓ	0.01 未満	0.01	0.3 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
銅及びその化合物	mg/ℓ	0.01 未満	0.01	1.0 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
ナトリウム及びその化合物	mg/ℓ	13	0.5	200 以下	厚生労働省告示第261号 別表第20
マンガン及びその化合物	mg/ℓ	0.005 未満	0.005	0.05 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
塩化物イオン	mg/ℓ	14	0.5	200 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/ℓ	23	0.5	300 以下	厚生労働省告示第261号 別表第20
蒸発残留物	mg/ℓ	66	10	500 以下	厚生労働省告示第261号 別表第23
陰イオン界面活性剤	mg/ℓ	0.02 未満	0.02	0.2 以下	厚生労働省告示第261号 別表第24
ジェオスミン	mg/ℓ	0.000001未満	0.000001	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表第25
2-メチルイソボルネオール	mg/ℓ	0.000001未満	0.000001	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表第25
非イオン界面活性剤	mg/ℓ	0.004 未満	0.004	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表第28
フェノール類	mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005	0.005 以下	厚生労働省告示第261号 別表第29
有機物（全有機炭素(TOC)の量）	mg/ℓ	0.8	0.3	3 以下	厚生労働省告示第261号 別表第30
pH値	—	7.6(25.5℃)	—	5.8以上8.6以下	厚生労働省告示第261号 別表第31
味	—	異常なし	—	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表第33
臭気	—	異常なし	—	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表第34
色度	度	0.5	0.5	5 以下	厚生労働省告示第261号 別表第36
濁度	度	0.1 未満	0.1	2 以下	厚生労働省告示第261号 別表第41
		—以下余白—			
判 定	上記項目については、水道法の水質基準(浄水)に適合です。				
備 考	検査結果欄に未満と表示されている数値は定量限界値を示す。 残留塩素 現場測定値:0.72mg/ℓ				

浄水水質検査結果書

No. hX2508801-002

No. 1/2

奄美市水道事業 奄美市長 安田 壮平 様

2025年 5月 22日

国土交通大臣及び環境大臣登録機関 登録番号第191号
建築物飲料水水質検査基準 南 崎 県 3 水 第 6 号

株式会社 東洋環境分析センター

宮 崎 県 宮 崎 市 田 代 西 1 0 0 番 地
Tel 0985-24-1122 Fax 0985-24-1166

水質検査部門管理者 蛸原 直輔

受 付 日	2025年 5月 7日	受付方法	受取
採 取 日	2025年 5月 7日	時 刻	10時 10分
天 候	当 日 曇 前 日 晴	温 度	気 温 22.0 ℃ 水 温 21.6 ℃
検査期間	2025年 5月 7日 ~ 2025年 5月 16日		
採 水 者	永田	区分責任者	理化学：川野 亜矢子 生物学：片平 千登世
試 料 名	浄水 2220111202	施 設 名	住用配水池
採水場所	役勝集会場	水源種別	表流水

御依頼されました試料の検査結果を下記により報告致します。

検 査 項 目	単 位	検 査 結 果	定量下限値	水質基準	検 査 方 法
一般細菌	個/ｍℓ	0	—	100 以下	厚生労働省告示第261号 別表第1
大腸菌	/100mℓ	不検出	—	検出されないこと	厚生労働省告示第261号 別表第2
カドミウム及びその化合物	mg/ℓ	0.0003 未満	0.0003	0.003 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
水銀及びその化合物	mg/ℓ	0.00005 未満	0.00005	0.0005 以下	厚生労働省告示第261号 別表第7
セレン及びその化合物	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
ヒ素及びその化合物	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
六価クロム化合物	mg/ℓ	0.002 未満	0.002	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
亜硝酸態窒素	mg/ℓ	0.004 未満	0.004	0.04 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第12
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/ℓ	0.1	0.1	10 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
フッ素及びその化合物	mg/ℓ	0.08 未満	0.08	0.8 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
ホウ素及びその化合物	mg/ℓ	0.01	0.01	1.0 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
四塩化炭素	mg/ℓ	0.0002 未満	0.0002	0.002 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
1,4-ジオキサン	mg/ℓ	0.005 未満	0.005	0.05 以下	厚生労働省告示第261号 別表第16
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.004 未満	0.004	0.04 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ジクロロメタン	mg/ℓ	0.002 未満	0.002	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ベンゼン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
塩素酸	mg/ℓ	0.09	0.06	0.6 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
クロロ酢酸	mg/ℓ	0.002 未満	0.002	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表第17
クロロホルム	mg/ℓ	0.011	0.001	0.06 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ジクロロ酢酸	mg/ℓ	0.003 未満	0.003	0.03 以下	厚生労働省告示第261号 別表第17
判 定	判定・備考内容は最終頁に記載				
備 考					

浄水水質検査結果書

No. hX2508801-002

No. 2/2

亀美市水道事業 亀美市長 安田 壮平 様

2025年 5月 22日

検 査 項 目	単 位	検 査 結 果	定量下限値	水質基準	検 査 方 法
ジブロモクロロメタン	mg/ℓ	0.007	0.001	0.1 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
臭素酸	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第18
総トリハロメタン	mg/ℓ	0.029	0.001	0.1 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
トリクロロ酢酸	mg/ℓ	0.009	0.003	0.03 以下	厚生労働省告示第261号 別表第17
ブロモジクロロメタン	mg/ℓ	0.011	0.001	0.03 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ブロモホルム	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.09 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ホルムアルデヒド	mg/ℓ	0.008 未満	0.008	0.08 以下	厚生労働省告示第261号 別表第19の2
亜鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.02	0.01	1.0 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
アルミニウム及びその化合物	mg/ℓ	0.02 未満	0.02	0.2 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
鉄及びその化合物	mg/ℓ	0.01 未満	0.01	0.3 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
銅及びその化合物	mg/ℓ	0.01 未満	0.01	1.0 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
ナトリウム及びその化合物	mg/ℓ	12	0.5	200 以下	厚生労働省告示第261号 別表第20
マンガン及びその化合物	mg/ℓ	0.005 未満	0.005	0.05 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
塩化物イオン	mg/ℓ	16	0.5	200 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/ℓ	19	0.5	300 以下	厚生労働省告示第261号 別表第20
蒸発残留物	mg/ℓ	66	10	500 以下	厚生労働省告示第261号 別表第23
陰イオン界面活性剤	mg/ℓ	0.02 未満	0.02	0.2 以下	厚生労働省告示第261号 別表第24
ジェオスミン	mg/ℓ	0.000001未満	0.000001	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表第25
2-メチルイソボルネオール	mg/ℓ	0.000001未満	0.000001	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表第25
非イオン界面活性剤	mg/ℓ	0.004 未満	0.004	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表第28
フェノール類	mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005	0.005 以下	厚生労働省告示第261号 別表第29
有機物（全有機炭素(TOC)の量）	mg/ℓ	0.4	0.3	3 以下	厚生労働省告示第261号 別表第30
pH値	—	7.0(25.4℃)	—	5.8以上8.6以下	厚生労働省告示第261号 別表第31
味	—	異常なし	—	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表第33
臭気	—	異常なし	—	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表第34
色度	度	0.5 未満	0.5	5 以下	厚生労働省告示第261号 別表第36
濁度	度	0.1 未満	0.1	2 以下	厚生労働省告示第261号 別表第41
		—以下余白—			
判 定	上記項目については、水道法の水質基準(浄水)に適合です。				
備 考	検査結果欄に未満と表示されている数値は定量限界値を示す。 残留塩素 現場測定値:0.22mg/ℓ				

浄水水質検査結果書

No. hX2508801-003

No. 1/2

奄美市水道事業 奄美市長 安田 壮平 様

2025年 5月 22日

国土交通大臣及び環境大臣登録機関 登録番号第191号
建築物飲料水水質検査業務 南 崎 県 3 水 第 6 号

株式会社 東洋環境分析センター

宮 崎 県 宮 崎 市 田 代 西 1 0 0 番 地
Tel 0985-24-1122 Fax 0985-24-1166

水質検査部門管理者 蛸原 直輔

受 付 日	2025年 5月 7日	受付方法	受取
採 取 日	2025年 5月 7日	時 刻	10時 50分
天 候	当 日 曇 前 日 晴	温 度	気 温 23.5 ℃ 水 温 22.9 ℃
検査期間	2025年 5月 7日 ~ 2025年 5月 21日		
採 水 者	永田	区分責任者	理化学：川野 亜矢子 生物学：片平 千登世
試 料 名	浄水 2220111201	施 設 名	西仲間配水池
採水場所	石原公民館	水源種別	表流水

御依頼されました試料の検査結果を下記により報告致します。

検 査 項 目	単 位	検 査 結 果	定量下限値	水質基準	検 査 方 法
一般細菌	個/ｍℓ	0	—	100 以下	厚生労働省告示第261号 別表第1
大腸菌	/100mℓ	不検出	—	検出されないこと	厚生労働省告示第261号 別表第2
カドミウム及びその化合物	mg/ℓ	0.0003 未満	0.0003	0.003 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
水銀及びその化合物	mg/ℓ	0.00005 未満	0.00005	0.0005 以下	厚生労働省告示第261号 別表第7
セレン及びその化合物	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
ヒ素及びその化合物	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
六価クロム化合物	mg/ℓ	0.002 未満	0.002	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
亜硝酸態窒素	mg/ℓ	0.004 未満	0.004	0.04 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第12
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/ℓ	0.1	0.1	10 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
フッ素及びその化合物	mg/ℓ	0.08 未満	0.08	0.8 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
ホウ素及びその化合物	mg/ℓ	0.01	0.01	1.0 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
四塩化炭素	mg/ℓ	0.0002 未満	0.0002	0.002 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
1,4-ジオキサン	mg/ℓ	0.005 未満	0.005	0.05 以下	厚生労働省告示第261号 別表第16
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.004 未満	0.004	0.04 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ジクロロメタン	mg/ℓ	0.002 未満	0.002	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ベンゼン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
塩素酸	mg/ℓ	0.10	0.06	0.6 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
クロロ酢酸	mg/ℓ	0.002 未満	0.002	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表第17
クロロホルム	mg/ℓ	0.011	0.001	0.06 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ジクロロ酢酸	mg/ℓ	0.003	0.003	0.03 以下	厚生労働省告示第261号 別表第17
判 定	判定・備考内容は最終頁に記載				
備 考					

浄水水質検査結果書

No. hX2508801-003

No. 2/2

奄美市水道事業 奄美市長 安田 壮平 様

2025年 5月 22日

検 査 項 目	単 位	検 査 結 果	定量下限値	水質基準	検 査 方 法
ジブロモクロロメタン	mg/ℓ	0.007	0.001	0.1 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
臭素酸	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第18
総トリハロメタン	mg/ℓ	0.028	0.001	0.1 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
トリクロロ酢酸	mg/ℓ	0.009	0.003	0.03 以下	厚生労働省告示第261号 別表第17
ブロモジクロロメタン	mg/ℓ	0.010	0.001	0.03 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ブロモホルム	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.09 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ホルムアルデヒド	mg/ℓ	0.008 未満	0.008	0.08 以下	厚生労働省告示第261号 別表第19の2
亜鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.01 未満	0.01	1.0 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
アルミニウム及びその化合物	mg/ℓ	0.02 未満	0.02	0.2 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
鉄及びその化合物	mg/ℓ	0.01 未満	0.01	0.3 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
銅及びその化合物	mg/ℓ	0.01 未満	0.01	1.0 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
ナトリウム及びその化合物	mg/ℓ	12	0.5	200 以下	厚生労働省告示第261号 別表第20
マンガン及びその化合物	mg/ℓ	0.005 未満	0.005	0.05 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
塩化物イオン	mg/ℓ	16	0.5	200 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/ℓ	20	0.5	300 以下	厚生労働省告示第261号 別表第20
蒸発残留物	mg/ℓ	61	10	500 以下	厚生労働省告示第261号 別表第23
陰イオン界面活性剤	mg/ℓ	0.02 未満	0.02	0.2 以下	厚生労働省告示第261号 別表第24
ジェオスミン	mg/ℓ	0.000001未満	0.000001	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表第25
2-メチルイソボルネオール	mg/ℓ	0.000001未満	0.000001	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表第25
非イオン界面活性剤	mg/ℓ	0.004 未満	0.004	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表第28
フェノール類	mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005	0.005 以下	厚生労働省告示第261号 別表第29
有機物（全有機炭素(TOC)の量）	mg/ℓ	0.5	0.3	3 以下	厚生労働省告示第261号 別表第30
pH値	—	7.0(25.3℃)	—	5.8以上8.6以下	厚生労働省告示第261号 別表第31
味	—	異常なし	—	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表第33
臭気	—	異常なし	—	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表第34
色度	度	0.5 未満	0.5	5 以下	厚生労働省告示第261号 別表第36
濁度	度	0.1 未満	0.1	2 以下	厚生労働省告示第261号 別表第41
		—以下余白—			
判 定	上記項目については、水道法の水質基準(浄水)に適合です。				
備 考	検査結果欄に未満と表示されている数値は定量限界値を示す。 残留塩素 現場測定値:0.36mg/ℓ				

浄水水質検査結果書

No. hX2508801-004

No. 1/2

奄美市水道事業 奄美市長 安田 壮平 様

2025年 5月 22日

国土交通大臣及び環境大臣登録機関 登録番号第191号
建築物飲料水水質検査業務 鹿児島県3水第6号

株式会社 東洋環境分析センター

宮崎県宮崎市田代町100番地
Tel 0985-24-1122 Fax 0985-24-1166

水質検査部門管理者 蛸原 直輔

受付日	2025年 5月 7日	受付方法	受取
採取日	2025年 5月 7日	時刻	11時 01分
天候	当日曇 前日晴	温度	気温 22.0℃ 水温 23.0℃
検査期間	2025年 5月 7日 ~ 2025年 5月 21日		
採水者	森島	区分責任者	理化学：川野 亜矢子 生物学：片平 千登世
試料名	浄水 2220113201	施設名	山間配水池
採水場所	山間墓地	水源種別	表流水

御依頼されました試料の検査結果を下記により報告致します。

検査項目	単位	検査結果	定量下限値	水質基準	検査方法
一般細菌	個/ｍℓ	0	—	100 以下	厚生労働省告示第261号 別表第1
大腸菌	/100mℓ	不検出	—	検出されないこと	厚生労働省告示第261号 別表第2
カドミウム及びその化合物	mg/ℓ	0.0003 未満	0.0003	0.003 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
水銀及びその化合物	mg/ℓ	0.00005 未満	0.00005	0.0005 以下	厚生労働省告示第261号 別表第7
セレン及びその化合物	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
ヒ素及びその化合物	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
六価クロム化合物	mg/ℓ	0.002 未満	0.002	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
亜硝酸態窒素	mg/ℓ	0.004 未満	0.004	0.04 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第12
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/ℓ	0.1	0.1	10 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
フッ素及びその化合物	mg/ℓ	0.08 未満	0.08	0.8 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
ホウ素及びその化合物	mg/ℓ	0.01	0.01	1.0 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
四塩化炭素	mg/ℓ	0.0002 未満	0.0002	0.002 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
1,4-ジオキサン	mg/ℓ	0.005 未満	0.005	0.05 以下	厚生労働省告示第261号 別表第16
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.004 未満	0.004	0.04 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ジクロロメタン	mg/ℓ	0.002 未満	0.002	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ベンゼン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
塩素酸	mg/ℓ	0.13	0.06	0.6 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
クロロ酢酸	mg/ℓ	0.002 未満	0.002	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表第17
クロロホルム	mg/ℓ	0.019	0.001	0.06 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ジクロロ酢酸	mg/ℓ	0.008	0.003	0.03 以下	厚生労働省告示第261号 別表第17
判定	定	判定・備考内容は最終頁に記載			
備考	考				

浄水水質検査結果書

No. hX2508801-004

No. 2/2

奄美市水道事業 奄美市長 安田 壮平 様

2025年 5月 22日

検 査 項 目	単 位	検 査 結 果	定量下限値	水質基準	検 査 方 法
ジブロモクロロメタン	mg/ℓ	0.009	0.001	0.1 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
臭素酸	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第18
総トリハロメタン	mg/ℓ	0.046	0.001	0.1 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
トリクロロ酢酸	mg/ℓ	0.022	0.003	0.03 以下	厚生労働省告示第261号 別表第17
ブロモジクロロメタン	mg/ℓ	0.018	0.001	0.03 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ブロモホルム	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.09 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ホルムアルデヒド	mg/ℓ	0.008 未満	0.008	0.08 以下	厚生労働省告示第261号 別表第19の2
亜鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.01 未満	0.01	1.0 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
アルミニウム及びその化合物	mg/ℓ	0.02 未満	0.02	0.2 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
鉄及びその化合物	mg/ℓ	0.01 未満	0.01	0.3 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
銅及びその化合物	mg/ℓ	0.01 未満	0.01	1.0 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
ナトリウム及びその化合物	mg/ℓ	14	0.5	200 以下	厚生労働省告示第261号 別表第20
マンガン及びその化合物	mg/ℓ	0.005 未満	0.005	0.05 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
塩化物イオン	mg/ℓ	15	0.5	200 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/ℓ	24	0.5	300 以下	厚生労働省告示第261号 別表第20
蒸発残留物	mg/ℓ	69	10	500 以下	厚生労働省告示第261号 別表第23
陰イオン界面活性剤	mg/ℓ	0.02 未満	0.02	0.2 以下	厚生労働省告示第261号 別表第24
ジェオスミン	mg/ℓ	0.000001未満	0.000001	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表第25
2-メチルイソボルネオール	mg/ℓ	0.000001未満	0.000001	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表第25
非イオン界面活性剤	mg/ℓ	0.004 未満	0.004	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表第28
フェノール類	mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005	0.005 以下	厚生労働省告示第261号 別表第29
有機物（全有機炭素(TOC)の量）	mg/ℓ	0.8	0.3	3 以下	厚生労働省告示第261号 別表第30
pH値	—	7.6(24.3℃)	—	5.8以上8.6以下	厚生労働省告示第261号 別表第31
味	—	異常なし	—	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表第33
臭気	—	異常なし	—	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表第34
色度	度	0.5 未満	0.5	5 以下	厚生労働省告示第261号 別表第36
濁度	度	0.1 未満	0.1	2 以下	厚生労働省告示第261号 別表第41
		—以下余白—			
判 定	上記項目については、水道法の水質基準(浄水)に適合です。				
備 考	検査結果欄に未満と表示されている数値は定量限界値を示す。 残留塩素 現場測定値:0.38mg/ℓ				

浄水水質検査結果書

No. hX2508801-005

No. 1/2

奄美市水道事業 奄美市長 安田 壮平 様

2025年 5月 22日

国土交通大臣及び環境大臣登録機関 登録番号第191号
建築物飲料水水質検査基準 第10号 第3水第6号

株式会社 東洋環境分析センター

宮崎県宮崎市田代町1-0-0番地
Tel 0985-24-1122 Fax 0985-24-1166

水質検査部門管理者 蛸原 直輔

受付日	2025年 5月 8日	受付方法	受取
採取日	2025年 5月 8日	時刻	10時 06分
天候	当日 晴 前日 晴	温度	気温 24.0℃ 水温 22.9℃
検査期間	2025年 5月 8日 ~ 2025年 5月 16日		
採水者	森島	区分責任者	理化学：川野 亜矢子 生物学：片平 千登世
試料名	浄水 2220114201	施設名	市配水池
採水場所	市シャワー室	水源種別	表流水

御依頼されました試料の検査結果を下記により報告致します。

検査項目	単位	検査結果	定量下限値	水質基準	検査方法
一般細菌	個/ｍℓ	0	—	100 以下	厚生労働省告示第261号 別表第1
大腸菌	/100mℓ	不検出	—	検出されないこと	厚生労働省告示第261号 別表第2
カドミウム及びその化合物	mg/ℓ	0.0003 未満	0.0003	0.003 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
水銀及びその化合物	mg/ℓ	0.00005 未満	0.00005	0.0005 以下	厚生労働省告示第261号 別表第7
セレン及びその化合物	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
ヒ素及びその化合物	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
六価クロム化合物	mg/ℓ	0.002 未満	0.002	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
亜硝酸態窒素	mg/ℓ	0.004 未満	0.004	0.04 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第12
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/ℓ	0.1	0.1	10 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
フッ素及びその化合物	mg/ℓ	0.08 未満	0.08	0.8 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
ホウ素及びその化合物	mg/ℓ	0.01	0.01	1.0 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
四塩化炭素	mg/ℓ	0.0002 未満	0.0002	0.002 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
1,4-ジオキサン	mg/ℓ	0.005 未満	0.005	0.05 以下	厚生労働省告示第261号 別表第16
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.004 未満	0.004	0.04 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ジクロロメタン	mg/ℓ	0.002 未満	0.002	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ベンゼン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
塩素酸	mg/ℓ	0.06	0.06	0.6 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
クロロ酢酸	mg/ℓ	0.002 未満	0.002	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表第17
クロロホルム	mg/ℓ	0.003	0.001	0.06 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ジクロロ酢酸	mg/ℓ	0.003 未満	0.003	0.03 以下	厚生労働省告示第261号 別表第17
判定	定	判定・備考内容は最終頁に記載			
備考	考				

浄水水質検査結果書

No. hX2508801-005

No. 2/2

亀美市水道事業 亀美市長 安田 壮平 様

2025年 5月 22日

検 査 項 目	単 位	検 査 結 果	定量下限値	水質基準	検 査 方 法
ジブロモクロロメタン	mg/ℓ	0.010	0.001	0.1 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
臭素酸	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第18
総トリハロメタン	mg/ℓ	0.022	0.001	0.1 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
トリクロロ酢酸	mg/ℓ	0.003 未満	0.003	0.03 以下	厚生労働省告示第261号 別表第17
ブロモジクロロメタン	mg/ℓ	0.007	0.001	0.03 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ブロモホルム	mg/ℓ	0.002	0.001	0.09 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ホルムアルデヒド	mg/ℓ	0.008 未満	0.008	0.08 以下	厚生労働省告示第261号 別表第19の2
亜鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.01 未満	0.01	1.0 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
アルミニウム及びその化合物	mg/ℓ	0.02 未満	0.02	0.2 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
鉄及びその化合物	mg/ℓ	0.01	0.01	0.3 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
銅及びその化合物	mg/ℓ	0.01 未満	0.01	1.0 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
ナトリウム及びその化合物	mg/ℓ	13	0.5	200 以下	厚生労働省告示第261号 別表第20
マンガン及びその化合物	mg/ℓ	0.005 未満	0.005	0.05 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
塩化物イオン	mg/ℓ	13	0.5	200 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/ℓ	17	0.5	300 以下	厚生労働省告示第261号 別表第20
蒸発残留物	mg/ℓ	70	10	500 以下	厚生労働省告示第261号 別表第23
陰イオン界面活性剤	mg/ℓ	0.02 未満	0.02	0.2 以下	厚生労働省告示第261号 別表第24
ジェオスミン	mg/ℓ	0.000001未満	0.000001	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表第25
2-メチルイソボルネオール	mg/ℓ	0.000001未満	0.000001	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表第25
非イオン界面活性剤	mg/ℓ	0.004 未満	0.004	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表第28
フェノール類	mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005	0.005 以下	厚生労働省告示第261号 別表第29
有機物（全有機炭素(TOC)の量）	mg/ℓ	0.4	0.3	3 以下	厚生労働省告示第261号 別表第30
pH値	—	7.5(25.3℃)	—	5.8以上8.6以下	厚生労働省告示第261号 別表第31
味	—	異常なし	—	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表第33
臭気	—	異常なし	—	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表第34
色度	度	0.5 未満	0.5	5 以下	厚生労働省告示第261号 別表第36
濁度	度	0.1 未満	0.1	2 以下	厚生労働省告示第261号 別表第41
		—以下余白—			
判 定	上記項目については、水道法の水質基準(浄水)に適合です。				
備 考	検査結果欄に未満と表示されている数値は定量限界値を示す。 残留塩素 現場測定値:0.56mg/ℓ				